

「令和5年度 静岡県内中小企業の脱炭素化への取組に係る実態調査及び事例集」
作成業務企画提案仕様書

1 適用

本仕様書は、「令和5年度 静岡県内中小企業の脱炭素化への取組に係る実態調査及び事例集」作成業務の企画提案に適用する。

2 業務の概要

静岡県内中小企業の脱炭素化への関心や取組を把握するための実態調査（企業を訪問しての取材、聞き取り調査）の実施及び県内中小企業の脱炭素化に係る先進・優良事例を取りまとめた事例集及び脱炭素化のための手引きの作成。

3 契約期間

令和5年9月中旬頃（契約締結日）から令和6年1月31日（水）まで

4 業務内容等

(1) 実態調査及び事例集の作成について

県内中小企業の脱炭素化に関する取組状況の実態を、実際に企業を訪問し取材する等の方法により調査分析し、その取組等を事例集として取りまとめるとともに、脱炭素化に向けた取組の手順を手引きとしてまとめること。

対象企業	<ul style="list-style-type: none">・ 静岡県内に事業所を有する中小企業の中から先進・優良な取組を実施する者を選定すること。 (1次産業は除く)・ 業種は産業・業務・運輸を対象とすること。・ 選定企業の地域に偏りが無いよう努めること。・ 省エネ設備導入済企業や取組が他社にとって参考になる企業を対象とすること。・ 実態調査を実施する企業の選定に当たっては、事前に財団の承諾を得ること。												
対象企業数	実態調査数10社以上、事例掲載数6社												
頁割 (A4/1P)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="text-align: center;">P 1</td><td>表紙</td></tr><tr><td style="text-align: center;">P 2～3</td><td>目次、はじめに</td></tr><tr><td style="text-align: center;">P 4～7</td><td>本書の活用方法と解説、 脱炭素化のための手引き</td></tr><tr><td style="text-align: center;">P 8～19</td><td>事例1～6</td></tr><tr><td style="text-align: center;">P 20</td><td>裏表紙</td></tr><tr><td style="text-align: center;">特集頁（別刷）</td><td>投資効率の良い取組一覧・Jクレジット・CFP (全体について)</td></tr></table> <ul style="list-style-type: none">・ 「令和4年度静岡県内の中小企業の脱炭素化ガイドブック」を参	P 1	表紙	P 2～3	目次、はじめに	P 4～7	本書の活用方法と解説、 脱炭素化のための手引き	P 8～19	事例1～6	P 20	裏表紙	特集頁（別刷）	投資効率の良い取組一覧・Jクレジット・CFP (全体について)
P 1	表紙												
P 2～3	目次、はじめに												
P 4～7	本書の活用方法と解説、 脱炭素化のための手引き												
P 8～19	事例1～6												
P 20	裏表紙												
特集頁（別刷）	投資効率の良い取組一覧・Jクレジット・CFP (全体について)												

	<p>考にすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者が実際に取り組む際の参考とするだけでなく、支援団体等が中小企業者向けセミナーの際の資料として使用することも想定し、作成すること。 <p>※事前に支援団体等にヒアリングを行い、説明者が使用しやすい内容に仕上げること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イラストや写真等を多用し、中小企業者に分かり易いものとする <p>こと。</p> <p>(本書の活用方法と解説頁について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部識者のコメント及び解説を掲載すること。 ・脱炭素化の取組である「見える化」「省エネ再エネ」について、実態調査をもとに、どのような手順で進めれば取組を進められるかを分析し、中小企業者の手引きとなるような内容を掲載すること。 <p>(事例頁について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙 1 を参考に作成すること (取組の時系列、企業からのメッセージ、専門家コメントは必ず掲載すること)。 ・1社あたり、見開き2ページにまとめること。 ・対象企業に対し、必ず訪問等によりヒアリングを実施すること。 <p>(特集頁について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別刷とすること。 ・投資効率の良い取組一覧をA4両面1枚に、Jクレジット及びCFPをA4両面1枚にまとめること。
--	--

(2) 印刷製本及び発送業務について

成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・実態調査報告書1部 ・事例集1,500部(420部は各団体へ発送、1,080部は財団へ納品) <p>※紙媒体に加え、PDF形式及びパワーポイント形式等データ加工可能な形式の2形式で電子データ(USB)を2本提出すること。</p>
納品期限	契約満期日まで
納品場所	(公財)静岡県産業振興財団 企業脱炭素化支援センター 静岡県静岡市追手町44-1 静岡県産業経済会館4階
発送業務	作成した事例集を各3部ずつ、140団体に発送すること(発送先一覧は12月末に財団から提出)。なお、発送する際は特集頁を差し込むこと。
その他	1,080部のうち、500部に特集頁を差し込んで納品すること。

(3) 成果物の著作権及び著作権

本業務に係る著作権及び著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、すべて財団に帰属するものとし、受託者は財団の許可なく他に複製、公表、貸与、使用してはならない。

5 業務実施体制等

受託者は、業務の円滑化のため、業務管理を行う責任者や業務従事者の役割分担等を定め、財団に報告するとともに、常にこの体制が機能するよう努めること。

6 業務実施状況報告

受託者は、適宜、財団への業務実施状況報告を行うほか、財団の要請に応じて随時報告を行うこと。

7 実績報告

受託者は、本業務の完了後、速やかに、業務の成果等を記録した実績報告書（様式は別途定める。）を作成し、財団に提出すること。

8 再委託等の制限

受託者は、業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務実施に必要と認められる場合については、財団と協議した上で、受託者が業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

9 秘密保持

(1) 秘密の保持

受託者は、委託業務で知り得た財団や企業等の秘密を他に漏らしてはならない。

(2) 個人情報の保護

受託事業者は、委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、静岡県個人情報保護条例（平成14年10月25日静岡県条例第58号）を遵守しなければならない。

10 その他

受託者は、事業完了後5年間、本事業に係る会計帳簿及び証拠書類を、財団の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。

本業務は、静岡県からの委託により財団が実施する業務であることから、受託者は、契約締結後速やかに、事業者等を守り育てる静岡県公契約条例に基づく「労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書」を財団に提出すること。（業務の一部を再委託する場合は、再委託先から同誓約書を提出させ、その写しを財団へ提出すること。）

11 問合せ先

（公財）静岡県産業振興財団 企業脱炭素化支援センター 戸塚

〒420-0853 静岡市葵区迫手町44-1

電話：054-273-4437

（土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

電子メール：innovate@ric-shizuoka.or.jp